

先行研究からみる保育の質

櫻井 裕介¹⁾

Quality of childcare from Previous research

Sakurai Yusuke

はじめに

保育士の処遇については、2015年度において人事院勧告に従った2%に加え、消費税財源を活用した3%相当、また補正予算では1.9%相当の処遇改善が行われた。さらに、新たに「経済財政運営と改革の基本方針2015」等に記載されている更なる「質の向上」の一環としての2%相当の処遇改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在4万円程度の追加的な処遇改善が行われている。質の向上が条件とされ、保育士等キャリアアップ研修の受講があり、保育の質向上に伴う処遇改善として税金が使用されている。故に、保育の質向上について、この質とは何をさしているのかを明らかにしていく必要があると考える。

保育の質について具体的に何をさしているのかという定義設定の難しさがある。保育の目的としては、OECD「StartingStrongIII」では「子ども達が心身ともに満たされ、豊かに生きていくことを支える環境や経験」とされ、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園保育・教育要領などでは保育の目的として健全な心身の発達を支えるという趣旨が示されている。また、保育の質について、幼稚園設置基準、児童福祉施設最低設置基準など制度的な視点や人的・物的環境的な視点と、もう一方、保育活動・保育内容といった視点がある。また、これら以外の他の視点もあると考えられる。前者の視点であれば数値化することや基準を設けることは可能であり、実際に様々な基準や規制がある。しかし、後者の活動や内容といったものをどのように捉え、どのように評価していくのかは数値化して図ることは困難ではな

いかと考える。

その他にも保育所や幼稚園、幼保連携型認定こども園における自己評価や第三者評価もある。第三者評価に関してはその評価項目を精査することで、各市町村や業界団体が考える保育の質を捉えるのものであるともいえる。これらの指標と研究者の視点を近づけていくことも必要で重要なことである。

そこで、研究者は何をもって「保育の質」と捉えているのかについて、ここ数年の「保育の質」や「保育内容」に関する先行研究を中心にその視点を捉えていくことを目的とする。

先行研究による視点

保育の質を捉えるにあたって、近年の研究でどのような視点で保育内容が捉えられ、論じられているのかをみていくことで明らかになることもあると考える。直接的に「保育の質」というキーワードで発表されているものも概観するが、「保育の質」というキーワードのみではなく、保育内容に関する先行研究もみていく。内容や活動を捉えた研究から、子どもの成長や変化、保育者の視点や関わりの変化、また保育活動が双方にどのような影響を与えていたのかということなどから保育の質につながる要素があると考えられる。それらは個別の事例検討が多いと予想されるが、事例研究にこそ研究者の知見があると考えられる。また個別事例を集めることにより、一般化した概念へつながっていくと考えている。

保育の質に関する研究や発表について

平成30年5月、保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第1回）において、野澤の資料に保育の質について示されている。そこでは、StartingStrong

執筆者紹介：¹⁾ 中村学園大学短期大学部幼児保育学科

別刷請求先：櫻井裕介，〒814-0198 福岡市城南区別府5-7-1, yu-sakurai@nakamura-u.ac.jp

IIにおいて触れられている保育の質の諸側面についてまとめられている。①法律や規制といった「志向性の質」、②物的・人的環境などに関する「構造の質」、③ねらいや内容にあたる「教育の概念と実践」、④保育者と子ども達の関係性について「相互作用あるいはプロセスの質」、⑤指導計画や研修の確保、保育時間など「実施運営の質」、⑥価値観等によって異なるとしながらも「子どもの成果の質、あるいはパフォーマンスの基準」という視点が示されている。①、②については数値化なども可能であり、現在も児童福祉施設最低設置基準や幼稚園設置基準などにより規定がある。これらを地域の実情に合わせるとともに他国の状況とも比較検討していくことが必要である。③、④、⑥が保育実践者が考える保育の質の中身ではないかと推測する。前述したようにこれらを数値化することの困難であり、数値化するために幼児期の子ども達への質問紙などは現実的ではないと考える。これらを数値ではなくとも、一般的な概念で言語化することで質向上に向けた取り組みは可能である。また、保育の質の確保・向上のためには園組織を支えるリーダーシップの必要性を指摘している。園長と主任のリーダーシップについて因子分析を実施し、園長のリーダーシップとして「組織運営・園の風土」、「専門性の向上」、「日々の保育実践の援助」、「方針・理念の明示」、「保護者との連携」をあげている。主任については「専門性向上の支援」、「組織運営・園の風土」、「日々の保育実践の援助・保護者との連携」をあげている。さらに、園長、主任のリーダーシップが関連するものとして、保育実践では「環境構成」、「かわり」、保育計画をあげている。先述の③、④、⑥といった数値化しがたいものに園長、主任のリーダーシップが関連していること示している。また、資料には保育の質の3つの観点として「内容」・「環境」・「人材」をあげ、それぞれの観点に関連して基準を定めることと質の向上に資する取り組みを推進している。方向性は示されているものの、子どもとの関わりや指導計画と実施について、「質の高い保育」とはどのようなものなのかを具体的に示されることを保育実践者や実践の場は求めているのではないだろう。

林 (2014) は、保育の質の多様な理解と質向上への課題として諸外国と比較した質の捉え方に触れている。ここでは制度的な OECD、EU、ニュージーランド、スウェーデンについて示している。林は比較をすることではなく、対話や熟慮により新たな保育の質の枠組みを理解することを発信している。尺度などで図ることのみではなく多様な視点の中から共通の基盤を見いだすことを目指している。EU では基準ではなく、「目標」と言葉を置き換え制作的枠組みや保育者養成など9分野で質の向上が定められた。そして、「質」については「それぞれの社会・文化・価値等によって多様な定義がなされ得る相対的なものである」という共通認識が形成されている。ここでは具体的な保育の質の定義はされていない現状である。ニュー

ジーランドでの捉え方としてコストなどの制度的側面のこととテ・ファリキについて触れられている。テ・ファリキについてはその対話と記録について保育に関わるものは既知のことである。それらの記録は現在の日本の保育でも「学びのストーリー」として取り入れられていることもある。しかしその記録は保育実践の記録であり、その視点に質につながるものがあるとは考えられるが、「その視点」をいかに養成していくのが課題である。スウェーデンについては保育の無償化をはじめとした福祉先進国ということは周知の事実である。しかし、スウェーデン国内では質のばらつきについて指摘があり、イタリアのレッジョ・エミリアの保育を取り入れ、保育のプロセスと記録、またそれらをいかに継続していくのかという取り組みを紹介している。ここでは対話の重要性を明らかにしている。このように林は対話や記録の重要性を説くとともに保育実践のプロセスを言語化し発信していくことができる保育者の養成に必要性を示している。

次に、世田谷区 (2015) では保育の質ガイドラインを策定している。世田谷区に限らず、様々な自治体が保育所保育指針をもとにして、地域の特性を考慮したガイドラインの策定を行っている。中でも具体的で詳細な基準が見られる世田谷区の保育の質ガイドラインをみていく。第三者評価などのような運用はないが、区の巡回指導時の視点として、また日々の保育において各園での差が平準化されることを目的として公表している。例えば、「むやみに静止や禁止する、子どもの言葉や身振りなどを無視する、呼び捨てやあだ名での声かけ、不必要な大声、否定的な対応などをしていない。」など「子どもの権利」7項目。「保育指針の十分に理解し、日々の保育実践にかかしており、向上心を持って取り組んでいる。」など「職員に求められる資質」10項目。「子どもの成長に合わせた玩具、遊具、絵本が、子どもの手の届く場所に適切な量で用意され、子どもが自由に遊び、主体的に遊びを展開できるように配慮されている。」など「保育環境」11項目。「一人ひとりの子どもの発達状況、保育目標、保育の実態について話し合う会議を定期的かつ必要に応じて開催している。」など「保育内容」11項目。「季節の行事、誕生会、子どもが季節感や文化菜緒を体験したり、保育施設での生活を楽しめる工夫をしている。」など「生活と遊びの中の教育」9項目。「無理やり食べさせたり身体を拘束することなく、子どもの気持ちに寄り添いながら給食介助をしている。」など「食育」9項目。「一日を通した生活リズムを把握し、個々の子どもに合わせて睡眠・食事・遊びがバランスよく整え、自己を十分に発揮し健康に過ごすことができるように配慮している。」など「健康」8項目。「事故や災害に適切に対応するマニュアルが作成され、全職員に周知されている。」など「安全管理」10項目。「苦情解決、第三者評価、利用者アンケートに取り組み、その結果を踏まえた保育の改善について保護者に伝えている。」など「保護者支援・地域の子育て支援」など

9項目。「保育運営におけるリーダーシップを発揮するにあたり、施設長・主任の経験年数や年齢が適切である。」など「運営体制」11項目。上記のような視点で区の担当者、園長・施設長、学識経験者らにより策定されている。具体的であり、保育実践の場からすると改善や具体的方策が分かりやすいと想像できる。

北九州市児童福祉施設等第三者評価では高い受審率がある。全国社会福祉脅威議会集計によると2020年度全国受審率は6.6%である。北九州市では平成14年から令和3年までの20年間で94.0%もの受審率であり、北九州市独自に第三者評価事業を行っている。北九州市子ども家庭局子ども家庭部保育課(2022)では、子どもの発達援助：発達援助の基本4項目、健康管理・食事6項目、保育環境1項目、保育内容12項目。子育て支援：入所児童の保護者の育児支援2項目、地域の子育て支援2項目。地域の住民や関係機関等との連携：地域の住民や関係団体との連携4項目、実習・ボランティア1項目。運営管理：基本方針1項目、組織運営2項目、情報の管理1項目、情報提供1項目、安全・衛生管理1項目。さらに詳細に評価の判断基準として各項目について4~15の項目が公表されている。例として、子どもの発達援助：健康管理・食事の一つを取り上げると、「食事を楽しむことができる工夫をしている。」

- (ア) 食事をする部屋としての雰囲気づくりに配慮をしている。
- (イ) 食器の材料や形などに配慮している。
- (ウ) 個人差や食欲に応じた食事を提供している。
- (エ) 楽しい食事に雰囲気に配慮しながら、偏食の改善のための援助の工夫がなされている。
- (オ) 保育士等の対応や子ども同士の人間関係に配慮し、子どもが落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
- (カ) 様々な食事スタイルの工夫がある。
- (キ) 子どもが育てた野菜などを食材にしたものを食べることがある。
- (ク) 子どもが配膳や片づけなどに参加できるように配慮している。
- (ケ) 調理作業をしている場面を子どもが見たり、言葉を交わしたりできるような工夫を行っている。
- (コ) クッキング活動など、子どもが調理に参加する機会が用意されている。
- (サ) 3歳未満児については、最後まで自分で食べようとするなどの意欲を大切にしている。
- (シ) 保育士等が子どもと共に食事をするなど、食事の楽しさを伝えている。

以上のようにかなり具体的かつ詳細に示され、これにより保育実践の場ではどのような対応が必要なのか理解し改善しやすいものといえる。

詳細かつ具体的になりすぎると、各園での工夫や地域の特性などに対応できなくなる危険性もあるが、地

域での基準であり、保育所保育指針をもとに設計されたものであれば保育の質向上に寄与するものであり、保育実践の場としては取り扱いやすいものだと考える。

植草(2016)は大学付属幼稚園における保育の質を高める取り組みを発表している。ここではコーナー遊びを通して豊かな素材活用や素材収集の活動を活性化することにつながる環境構成の視点で保育を捉えている。レジャ・エミリアの保育を参考に子どもの主体性や遊びこみ、インクルーシブ保育にも言及している。主体性や環境といった言葉がキーワードになると考えられるが、保育内容・保育活動での子どもと保育者の相互作用による活動の充実、発展について述べられていることから、保育の質を捉える視点のひとつであるといえる。

これまでみてきたものでは保育の質に含まれるものとして、「制度や運営上の内容」と世田谷区のガイドラインや北九州市の第三者評価のように具体的に示された「保育内容・保育活動」の視点があることが分かった。幼児教育・保育経験者の立場からすると具体的かつ詳細な視点を示されることにより、保育の質を担保できる可能性は高いと考える。その実施に当たっては野澤が指摘していたように園長・主任のリーダーシップが求められることであり、その園長・主任も判断基準として保育所保育指針が基になった評価基準があることでリーダーシップを発揮できるものであると考える。

保育内容や保育活動に関する研究や発表について

宇都宮ら(2021)は「園の自然環境を保育に生かすことで子どもの遊びを学びに高める取り組み」として、領域「環境」に視点を置いた活動を考察している。裸足での泥あそびを通して、開放感や泥の感触、水の冷たさや水や泥の跳ねる音などを子ども自身が感じる。さらにその上場から子ども達の表情から子どものイメージすることに常に寄り添うことへの再認識や子どもを知ろうとする気持ちを忘れずに保育をすることを提言している。また、アスレチックの森での親子ふれあいデーを通して、保護者が子どものことを知ることや季節の自然物に興味を高めること、昆虫採集なども通して自然環境の重要性とそれら自然物や生き物を入手するための方法や工夫を保育室での活動としてつなげるように活動計画を考えていくことが必要と示している。その他にも星空観察での親子教室では自然との触れ合いはもちろんであるが、親子でのコミュニケーションの機会になっていたことなどを報告している。保育所保育指針や幼稚園教育要領に示される、子ども達自らが関わり好奇心をもって活動に取り組む姿が可視化されている。これらの活動の中で子ども達の子ども同士、子どもと保育者、子どもと保護者、保護者と保育者の信頼関係の深まりや子ども達の自己肯定感の育成につながっていると解説している。このような具体的な活動

の中で5領域のことや信頼関係、自己肯定感などといった育ちを言語化することでフレーベルの功績同様に遊びを学びとして捉えることができるのである。子ども達の中で何がどのように育っていくのかを言語化することが保育の質を捉えていると筆者自身も考えている。

鈴木(2016)は「保育園における保育目標と保育内容の検討」として食育の取り組みを発表している。主に行事と通した食育への取り組みに焦点を当てて保育目標との関連を考察したものである。野菜の苗植えやクッキング保育を通して保育目標や関連する全体的な計画と指導計画について保育者自身も振り返る機会となっている。野菜の栽培や調理の中で子ども達は忍耐力や順番をまもるなどの規範意識、衛生面の意識、各年齢ごとの達成感や自己効力感、来年度の活動への期待と意欲など様々なことがその成長として捉えられている。それらを領域ごとにみていくことと、それによる改善につなげることでいけば保育の質を向上する取り組みといえると考えられる。太田ら(2019)は「活動における関連性を捉える保育者の意識についての検討」と題し、領域「健康」におけるリレーとマラソンの活動を中心として保育内容を捉えている。リレーでは領域健康が中心となるが、バトンの受け渡しや早く走る走り方などで保育者が援助の必要はあるが、子ども同士のコミュニケーションを通して言葉や人間関係の領域も横断していること。また、運動をした記録のカードやタイムを図ることで数字に興味を持つなどの領域環境にも触れるなど5領域にわたって関連があることと関連を持たせるための保育者の援助について報告している。このように保育を分析する視点を研究者のみならず保育者自身が意識して指導計画を立て、実践していくことで保育の質向上につながると考える。

その他にも「保育者の資質」などに関するものとして、宮本(2021)は「クラス運営における保育者の意識や振る舞い」、小藪江(2015)は「保育者の見守り行動についての検討」、三山ら(2020)は「日常カンファレンスにみられる学びの構造」、工藤ら(2018)は「人と関わる力を育てる保育者の役割を考える」など保育者に視点を当てた先行研究がある。保育者の資質、能力が「保育の質」に影響を与えることは容易に想像できることであり、また、保育の質を高めるためには保育内容・活動を計画して実践する保育者の資質が重要であることも明らかである。しかし、今回は保育内容、活動を中心に、また、「保育の質」がテーマになっている先行研究を視点とする。このように「保育の質」を捉えるにあたり、「制度」、「指導計画」、「保育活動」、「子ども」、「保育者」など様々な視点があり、それぞれが「保育の質」に影響があることやそれぞれの相互作用により「保育の質」が語られていることが分かった。

まとめ

保育の質についての明確に定義することの難しさが改

めて分かった。しかし、大きく2つの視点で捉えられていることも分かった。

一つ目の視点として、例えば保育サービスとしての数値化や他国との比較などが可能である内容の視点、すなわち厚労省における保育の質検討会資料にある①法律や規制といった「志向性の質」、②物的・人的環境などに関する「構造の質」や各第三者評価における「運営体制」などに表れるものである。児童福祉施設最低設置基準や幼稚園設置基準や保育所保育指針、幼稚園教育要領などをもとに上記の質については基準設定や評価が可能であるといえる。

もう一方として数値化することが困難である視点がある。この数値化することが困難な視点こそが「保育の質」であると筆者は考えている。具体的な保育内容・保育活動とそれらをどのように計画し、環境を整えていくのか、またどのように保育者は関わっていくのかという視点である。環境構成や保育者の関わり的一部分、例えば食事や排せつ場面といった部分では各第三者評価に示されるようなチェック項目の作成が可能である。それらを有効活用することで保育者自身も行動や意識の変容の方向性が分かり、主任や園長といった立場の管理職も保育者育成の指標になるものといえる。しかし、その他日々の生活、遊びの中での「保育の質」については個別事例になる。保育所保育指針や幼稚園教育要領で示されるねらいは「方向目標」であり小学校以降の学習指導要領のような「到達目標」ではないという点がある。これにより各園での地域の立地や園環境などによる創意工夫ができる反面、保育内容・活動は各園に委ねられているのである。ねらいの語尾に関して生活習慣は「身につける」などの到達目標であるが、その他の大部分は「～味わう」、「～感じる」、「～興味をもつ」となっており、それらへのアプローチの方法は画一的ではないのである。その保育内容・活動の中で子ども達に何が育ち、何を経験できたのかを明らかにすることで「保育の質」を語ることはできないだろうか。先行研究でも具体的な活動の中で、子ども達がどのような領域のねらいに接することができたのかを明らかにしていた。このような作業を保育者自身が日々行い、指導計画の際に考えていたねらいとの差異を把握すること、それらを今後の保育に生かしていくことが「保育の質」を高めることになる。厚生労働省からだされた「保育所における自己評価ガイドライン」においても自己評価の公表が示されている。保育者にとって身近なところでいえば日誌、クラスだより、園だよりなどになる。日々の保育内容・活動について、ねらいと育ちを言語化することにより保育の質の向上につながり、その前提として教育課程や全体的な計画とそれらを具体的にした指導計画の熟慮が必要である。筆者自身も保育経験者であり、保育実践の場では具体的な指標が求められていると感じる。保育はハウツーではないが、漠然とした方向性では日々何を改善すればよいのか分から

ないといった言葉が聞かれる。保育の質の定義をすることは簡単なことではないが、保育所保育指針や幼稚園教育要領、関連法や各ガイドラインに基づき、「子ども達が心身ともに満たされ、豊かに生きていくことを支える環境や経験」を用意することや「健全な心身の発達を支える」ことにつながるものが保育の質を語る考え方の中心になると考える。今後も保育実践の場と協働しながら「保育の質」を語ることとそれを向上させる取り組みについて検討していきたい。

引用文献

- 林悠子 (2014). 保育の「質」の多様な理解から見た「質」向上への課題. 福祉教育開発センター紀要, 11, 1-15.
- 厚生労働省 (2018). 保育所等における保育の質の確保・向上に関する基礎資料. 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会 (第1回).
- 北九州市子ども家庭局子ども家庭部保育課 (2022). 北九州市児童福祉施設等評価基準 (保育所編).
- 工藤ゆかり・上村裕樹 (2018). 人と関わる力を育てる保育者の役割を考える. 北翔大学教育文化研究紀要, 3, 109-120.
- 三山岳・五十嵐元子 (2020). 日常のカンファレンスにみられる学びの構造. 保育学研究, 58, 131-142.
- 宮本雄太 (2021). クラス運営における保育者の意識や振る舞い-クラス活動内で4歳児の表出に向き合う保育者のから理の分析-. 福井大学教育実践研究, 45, 43-52.
- 太田裕子・中村美里・角屋友加里 (2018). 保育活動における関連性を捉える保育者の認識についての検討. 羽陽学園短期大学紀要, 11, 1, 37-45.
- 鈴木方子 (2016). 保育園における保育目標と保育内容の検討-食育への取り組みを中心に-. 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究紀要, 49, 39-45.
- 野澤祥子 (2018). 保育の質とその確保・向上のために. 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会資料, 2-3.
- 小藪江幸子 (2016). 「保育者の見守り行動」についての検討-生きる力の基礎を培う“見守り行動”を探る-. 淑徳大学短期大学部研究紀要, 55, 51-63.
- 世田谷区 (2015). 世田谷区保育の質ガイドライン.
- 植草一世 (2016). 大学付属幼稚園における保育の質を高めるための取り組み-子どもの遊びを活性化させるための素材活用-. 植草学園大学研究紀要, 8, 39-50.
- 宇都宮森和・鍛冶梁みつ子・岸野祥江・山本帆波・小林すずな (2021). 園の自然環境を保育に生かすことで子どもの遊びを学びに高める取り組み. 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学子ども好適空間研究, 3, 13-22.